

保存版

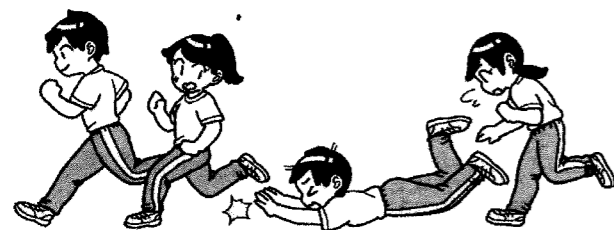
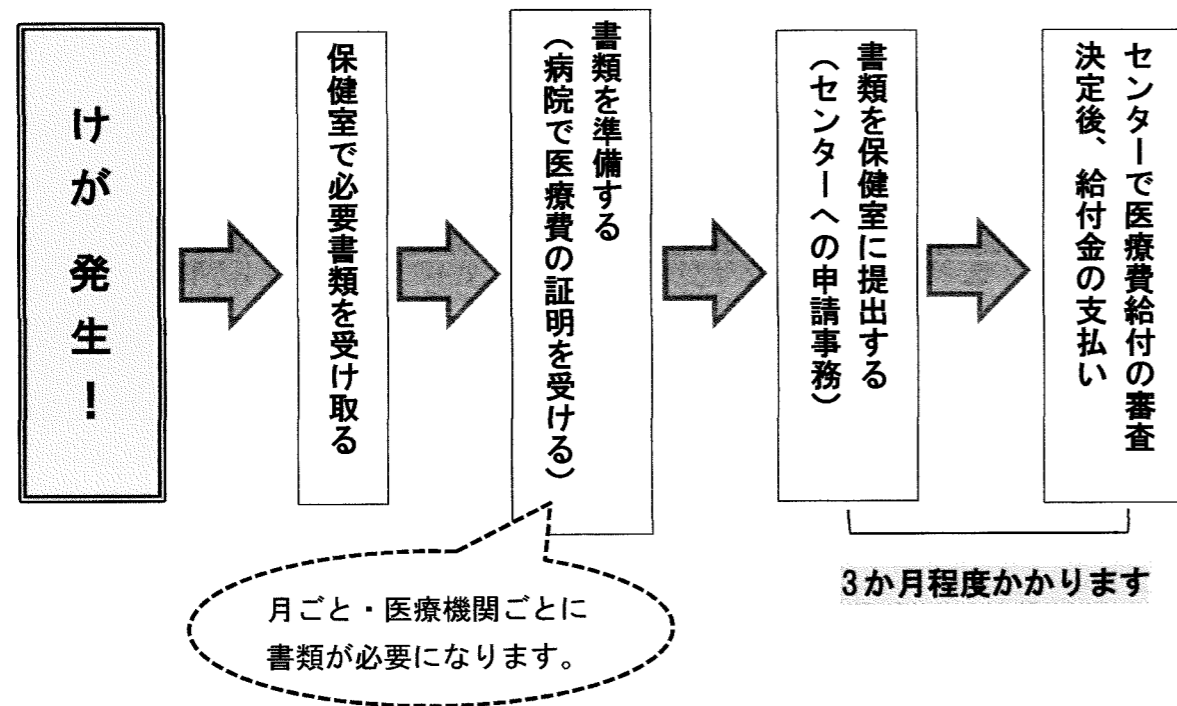


平成31年 2月 7日
保護者宛通知高1 NO. 23
国際学院高等学校
保健部 細井 陽子
荒嶽 苑子

日本スポーツ振興センター 医療費の申請について

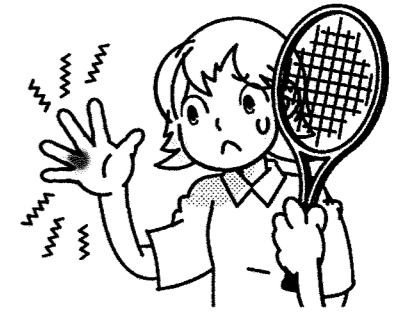
学校の管理下でけがをして病院にかかったときには、日本スポーツ振興センターによる医療費の給付を受けられることがあります。（「入学のしおり」にも掲載されていますが、生徒全員が加入しています。）事故発生後、すみやかに生徒本人が休み時間や放課後を利用し、保健室に来室して手続きを行なってください。

【申請の流れ】



☆本制度は、生徒本人 または
保護者の方からの申し出により
申告手続きを行なうものです。

* 医療費申請 Q&A *



Q. 「学校の管理下」とは？

A. 登下校中（交通事故は対象外です）、各教科中、学校行事などの特別活動中、休み時間中、部活動中のことです。

Q. 対象になる治療・医療費の範囲は？

A. 保険診療適用内の治療で、医療費の総額が5000円（健康保険使用で1500円）以上のものが対象となります。「子ども医療」や「ひとり親制度」との併用はできませんので、センターへ医療費を請求する場合には、原則医療機関の窓口では健康保険を使用して3割分の支払いを済ませてください。

★管理下で起きたけがが対象のため、体質的なものや持病に起因する受診については対象外となります。

Q. 以前のけがについて申請したいけれど、まだ間に合う？

A. 時効は事故発生より2年となっていますが、事務手続き・発送を含めると1年10か月程度となります。受傷時から月日が経過すると、申請に必要な受傷時の詳細な情報が得られず、審査に通らないことがあります。受傷後はすみやかに最初の手続きをするようにしてください。

Q. 給付額決定後、給付金はどのように支払われる？

A. センターより、学校経由で学納金の口座引き落としで登録いただいている口座へ振り込まれます。その際には、保護者の方宛に通知文をお配りいたします。